

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第2項の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

鹿児島県知事 三反園訓

指定番号	指定の年月日	指定道路		
			延長 (メートル)	幅員 (メートル)
建第2-6号	平成29年 12月5日	後田字横峯1821-4の一部、1821-5の一部、1822-2の一部、1823-3の一部、1824-1の一部、1824-2の一部、1824-3の一部、1824-4の一部、1825の一部、1826の一部、1827の一部、1838-2の一部、1838-3の一部、1838-4の一部、1846の一部、1849-2の一部、1850-2の一部、1851の一部及び1823-3地先里道の一部	269.00	4.00